

第1章 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号) の概要について

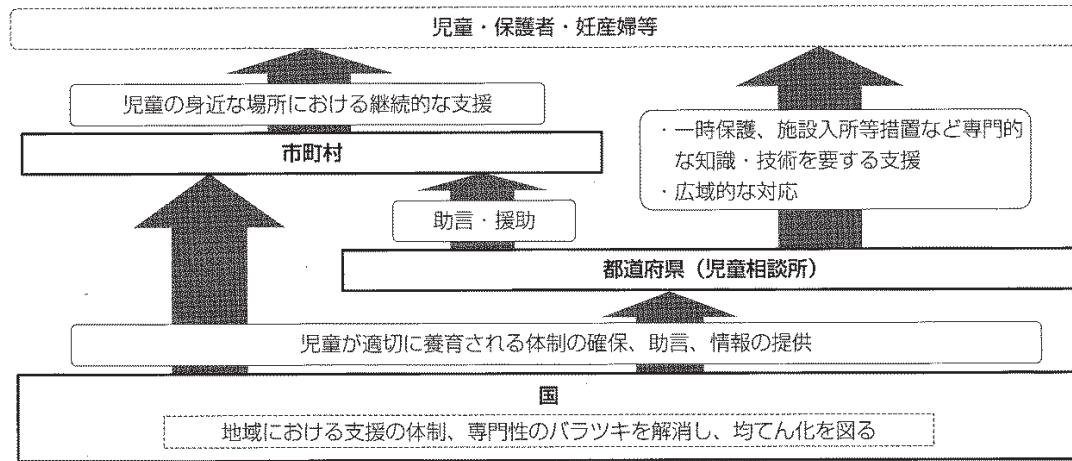
本章では、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）の概要について記述する。

改正法においては、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとした。

1 児童福祉法の理念の明確化等

- 児童の福祉を保障するための理念の明確化（児童福祉法第1条、第2条）
 - ・ 全て児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した。
- 家庭と同様の環境における養育の推進（児童福祉法第3条の2）
 - ・ 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等を明記した。
 - ① 国・地方公共団体は、児童が「家庭」において健やかに養育されるよう、保護者を支援する。
 - ② 家庭における養育が困難又は適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。
 - ③ ②の措置が適当でない場合、児童ができる限り「良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずる。
 - 市町村・都道府県・国の役割と責務の明確化（児童福祉法第3条の3）
 - ・ 市町村、都道府県、国それぞれの役割・責務を明確化した。
 - ・ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における支援業務を適切に行う。

(参考) 市町村・都道府県・国の役割と責務の分担イメージ



資料 厚生労働省

- しつけを名目とした児童虐待の禁止(児童虐待の防止等に関する法律第14条)
 - ・ 親権者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記した。
- 一時保護の目的の明確化(児童福祉法第33条)
 - ・ 一時保護について、以下の目的を有することを明確化した。
 - ① 児童の安全の迅速な確保、適切な保護
 - ② 児童の心身の状況、置かれている環境などの状況の把握

2 児童虐待の発生予防

- 母子保健施策を通じた虐待予防等(母子保健法第5条第2項)
 - ・ 母子保健施策が乳幼児の虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法に明記した。
- 子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法第22条)
 - ・ 市町村において、様々な機関で個々に行われている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターを法定化し、市町村はその設置に努め、切れ目のない支援を実施することとした。
 - ・ なお、子育て世代包括支援センターについては、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしている。

○ 支援を要する妊婦等に関する情報提供（児童福祉法第21条の10の5第1項）

- ・ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等（支援を要する妊婦等（※）及び保護者）に日頃から接する機会の多い、医療機関や学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、その情報を当該者の現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととした。

（※）「支援を要する妊婦等」とは、

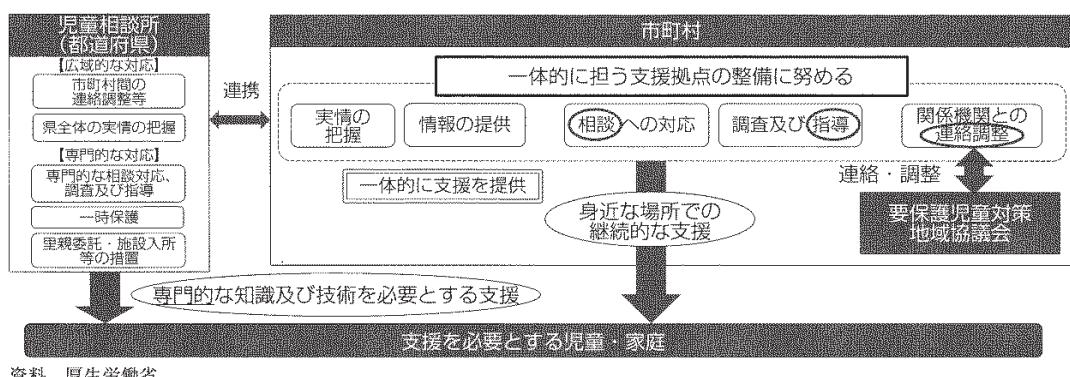
- ① 特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ② 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、不適切な養育状況にある家庭等の児童)

3 児童虐待の発生時の迅速・的確な対応

○ 市町村における支援拠点の整備（児童福祉法第10条の2）

- ・ 市町村は、児童及び妊産婦に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとした。
- ※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供することを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。

（参考）市町村における支援拠点のイメージ

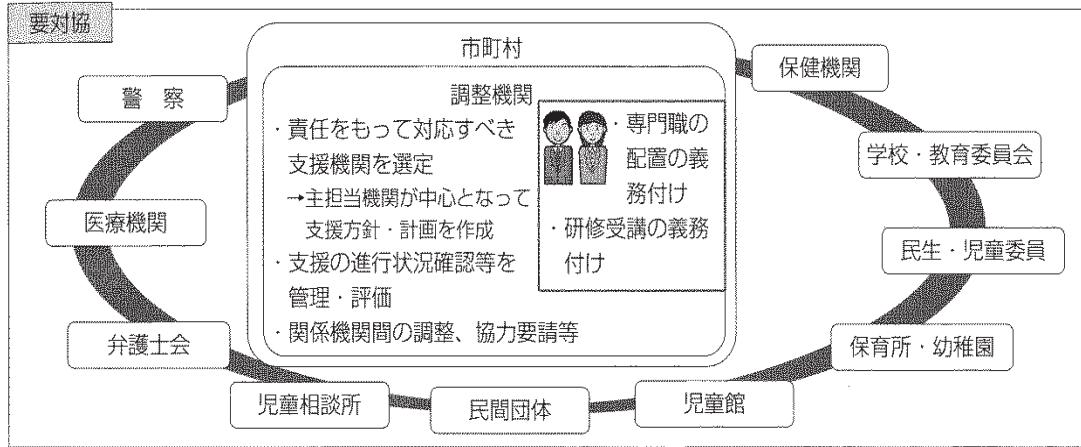


資料 厚生労働省

○ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化（児童福祉法第25条の2第6項）

- ・市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職（児童福祉司、保健師、保育士等）の配置を義務付けた。
- ・調整機関に配置される専門職に、国の基準に適合する研修（※）の受講を義務付けた。
(※) 毎年、都道府県で要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（全19コマの講義等）を実施

(参考) 要保護児童対策地域協議会



資料 厚生労働省

○ 児童相談所の体制強化（児童福祉法第12条第3項、第12条の3第6項、第13条第8項）

- ・都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う。
- ・児童福祉司について、国の基準に適合する研修の受講を義務付けた。

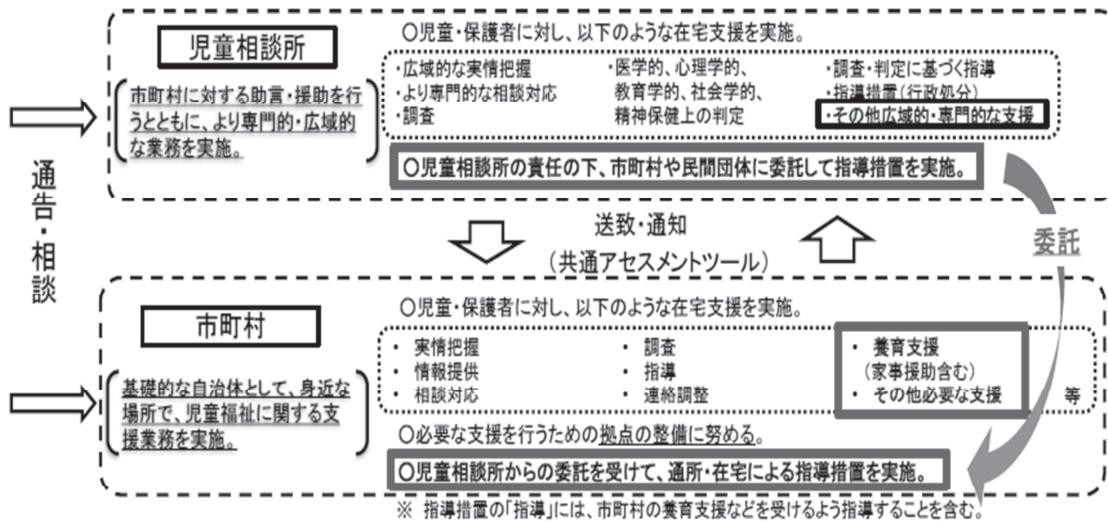
○ 児童相談所から市町村への事案送致を新設（児童福祉法第26条第1項第3号、第8号）

- ・一義的な児童相談や子育て支援事業により対応すべき事案等について、児童相談所から市町村に送致できることとした。

○ 児童・保護者に対する通所・在宅支援（児童福祉法第26条第1項第2号）

- 市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、市町村に委託して指導させることができることとした。

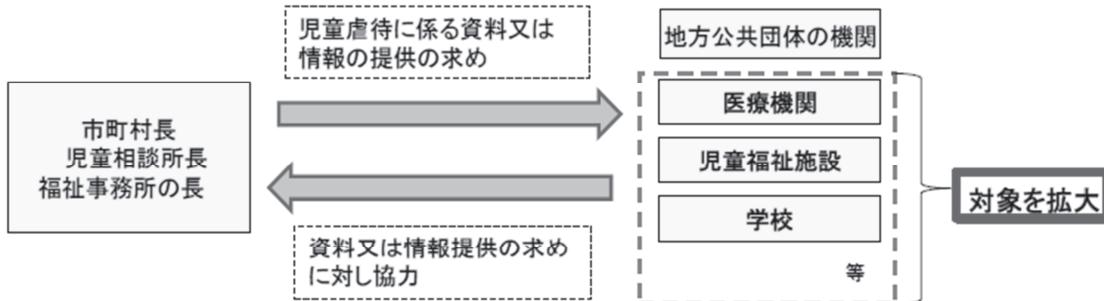
(参考) 通所・在宅支援のイメージ



○ 関係機関等による調査協力（児童虐待の防止等に関する法律第13条の4）

- 市町村長や児童相談所長から求められた場合に、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関や学校等は、被虐待児童に関する資料等を提供できるものとした。

(参考) 調査協力のイメージ

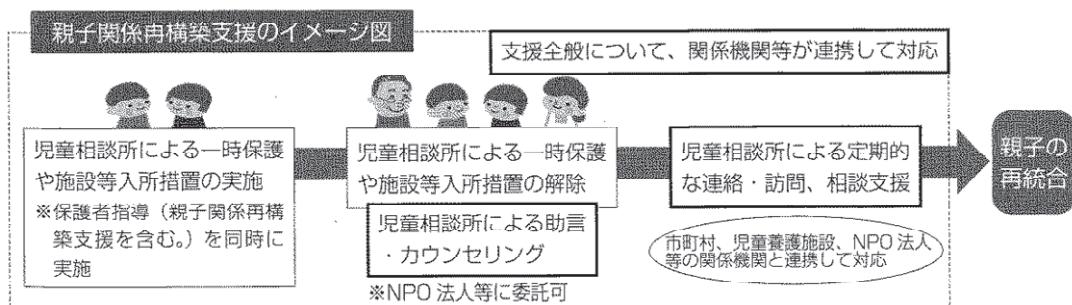


4 被虐待児童への自立支援

○ 親子関係再構築支援(児童虐待の防止等に関する法律第13条、第13条の2)

- ・ 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化した。
- ・ 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ① 措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施する。
 - ② 措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関（市町村、児童養護施設、NPO法人等）と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

(参考) 親子関係再構築支援のイメージ図



資料 厚生労働省

○ 里親委託の推進（児童福祉法第11条第1項第2号）

- ・ 里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けることとした。